

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年9月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1500008 号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 1500037 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年7月31日から同年12月25日に訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を18万円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

平成2年7月31日から同年12月25日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年7月31日から同年12月29日まで

厚生年金保険の記録では、A社での資格喪失年月日が平成2年7月31日となっているが、同社を退職したのは同年12月28日であるので、資格喪失年月日を同年12月29日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録により、請求者は請求期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成2年10月31日（現在は、平成3年3月1日に訂正）より後の平成2年12月25日付けで、請求者に係る同年10月の定時決定が取り消され、同年7月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる上、同社の複数の厚生年金保険被保険者についても、請求者と同様に厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、請求期間において、同社は法人格を有していたことが確認できることから、同社は、当該期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成2年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、当該喪失処理日である平成2年12月25日であると認められる。

また、平成2年7月から同年11月までの標準報酬月額については、当該喪失処理前のオンライン記録から、平成2年7月から同年9月までの標準報酬月額を18万円、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、平成2年12月25日から同年12月29日までの期間については、雇

用保険の記録により、A社に継続して勤務していたことが認められるものの、当該期間まで厚生年金保険被保険者資格を有していたことを確認できる資料は見当たらないため、訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（千葉）（受）第1500002号
厚生局事案番号：関東信越（千葉）（厚）第1500038号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月12日は23万4,000円、平成16年7月15日は11万8,000円、同年12月15日は23万円、平成17年7月15日は12万円、同年12月15日は19万8,000円及び平成18年12月15日は25万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日、平成16年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月12日、平成16年7月15日、同年12月15日、平成17年7月15日、同年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和30年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成15年12月12日
② 平成16年7月15日
③ 平成16年12月15日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月15日
⑥ 平成18年12月15日

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑥までの賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金の記録に記載されていないので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の賞与支給明細書により、請求者は、同社から請求期間①から⑥までに係る賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④まで及び請求期間⑥に係る標準賞与額については、請求者から提出されたA社の賞与支給明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控

除額から、請求期間①は23万4,000円、請求期間②は11万8,000円、請求期間③は23万円、請求期間④は12万円及び請求期間⑥は25万5,000円とすること、また、請求期間⑤については、厚生年金保険料控除額から、19万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑥までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。